

雇用関係助成金のお知らせ

ご案内 キャリアアップ助成金に新コースが追加されました

◎新コース名「短時間労働者労働時間延長支援コース」

令和7年7月1日にキャリアアップ助成金「**短時間労働者労働時間延長支援コース**」が創設されました。「**130万円の年収の壁**」を意識することなく、労働者が働くことのできる環境づくりを後押しするために創設されたコースとなっております。7月号では新コースの助成額や活用する際のQ&Aについて解説していきます。

ご案内 「短時間労働者労働時間延長支援コース」の概要

◎「短時間労働者労働時間延長支援コース」の助成額と主なQ&A（裏面）

現行のキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の「労働時間延長メニュー」の要件を見直したコースとなっております。具体的には、**助成額の拡充**、**企業規模区分の追加**、**2年目の取組も助成対象となる**、等がパワーアップしました。原則として、令和7年7月1日以降に新たに労働者を社会保険に加入させることが新コースの要件です。ただし**特例**として「社会保険適用時処遇改善コース」の「**労働時間延長メニュー**」もしくは「**併用メニュー**」の計画に沿って、既に取り組を開始している場合でも要件を満たす場合に限り、**新コースへの切り替えが可能**となっております。

労働者を新たに社会保険に加入させて、更に収入を増加させる取組を行った事業主に助成するキャリアアップ助成金の新コースです！



「短時間労働者労働時間延長支援コース」の助成額について

【1年目の取組の要件】		1人当たり助成額		
所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模	中小企業	大企業
5時間以上	なし	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

【2年目の取組の要件】		1人当たり助成額		
所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模	中小企業	大企業
更に2時間以上延長	なし	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加、または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

「短時間労働者労働時間延長支援コース」の主な Q & A	
小規模企業の定義とは	小規模企業とは常時雇用する労働者「30人以下」の事業所です
常時雇用する労働者とは	2か月を超えて使用される者で週の所定労働時間が通常の労働者と概ね同等（概ね40時間）である者のことです
支給申請の上限人数は	支給申請の上限人数はありませんので何名でもOKです
新コースはいつまで	当分の間の暫定措置です（終期は決まっておりません）
1年目の取組について	単年度（1年）でなく複数年度かけて所定労働時間を延長および賃金を増額して要件を満たす場合も助成対象となります
2年目の取組について	労働時間延長、賃金増額は1年目と2年目で比較します 昇給および賞与、もしくは退職金の制度の適用については1年目の取組と同時に進めても助成対象とします
社会保険適用時処遇改善コースから新コースに切り替えて支給申請は可能なのか	現行の社会保険適用時処遇改善コースの各メニューで取組を開始している場合、新コースの要件を満たせばR7.7.1以降に新コースに切り替えて支給申請ができます。現行コースで支給申請済みの場合、新コースに切り替えて申請するときは、原則、現行コースの申請を取り下げて、再度新コースで支給申請をし直していただく必要があります
	ただし現行コースの支給申請終期がR7.7.1より後であり、現行コースでの支給申請が新コースの要件を満たしている、かつ、支給決定されていない場合に限り、労働局やハローワークへの申し出および支給申請書類等の差し替えを行うことで特例的に切り替え可能な場合があります
正社員化コースや賃金規定等改定コースとの併給について	正社員化コースとの併給はできません ※新コースは対象が「有期雇用労働者等」であるため
	賃金規定等改定コースとの併給はできません ※短時間労働者労働時間延長支援コースについては、労働時間を延長して被用者保険を適用し、労働者の手取り収入を減らさない取組を行う事業主を支援するものであり、賃金規定等改定コースによる助成内容と重なるため併給はできない
キャリアアップ助成金の計画届について	現行コースの計画届が提出されている場合は、新コースを利用するための変更届の提出は不要としております
	新コースにおいて「複数年度かけて労働時間の延長等に取り組む」場合や「2年目の取組」を行う場合は、キャリアアップ計画期間を超えることも考えられるので、新規で計画届を提出、もしくは変更届の提出が必要になる場合もありますので、再度確認をお願いします

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を活用・申請する際は厚生労働省HPで確認をお願いいたします

【参考資料】 キャリアアップ助成金「短時間労働者労働時間延長支援コース」のパンフレット

キャリアアップ助成金「短時間労働者労働時間延長支援コース」事業主の方向けQ&A

ハローワーク米沢

令和7年7月22日 ハローワーク米沢発行
米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中



メール配信登録も好評受付中

担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は
2階の専門援助部門の窓口でご対応します
お気軽にお問い合わせください